

金沢都市計画区域区分の変更について（石川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」変更する。

2. 人口フレーム

区 分	年 次	平成17年 (基準年)	平成27年 (目標年)
都市計画区域内人口		526,430人	518,870人
市街化区域内人口		485,620人	480,280人
配分する人口		—	476,180人
保留する人口		—	4,100人
(特定保留)		—	1,910人
(一般保留)		—	2,190人

理 由

金沢都市計画区域では、土地区画整理事業等による計画的な面整備が確実となった段階で市街化区域に編入する特定保留地区が4地区設定されている。

今回、その地区の一つである南新保地区の一部において、住宅地整備が確実となったため、隣接する既に宅地化された区域を合わせてA=0.5haを市街化区域に編入するものである。

(参考)

1. 都市計画区域の概要

金沢都市計画は、金沢市、野々市町、内灘町の1市2町からなる都市計画である。都市計画区域、市街化区域および市街化調整区域の面積規模は下表のとおりである。

都市計画区域等の面積規模 (最終変更H21.6.2) (単位: ha)

市町村名	行政区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
金沢市 野々市町 内灘町	50,171	24,987	9,980	15,007

2. 変更方針

第6回一斉見直し時において、計画的な市街化や、中心市街地活性化に向けた取り組みを行っており、金沢都市計画区域マスタープランの変更に伴い人口フレームの変更を行っている。しかし、市街化区域人口の目標値に相当する面積全てを具体的な市街化区域としては設定せず、人口フレームの一部を保留している。

この保留フレームの範囲内において、具体的な市街地開発事業等の面整備の実施が確実となった時点で、当該区域を市街化区域に編入できるものとしている。

今回、市街化区域編入が保留されている南新保地区において、民間開発による計画的な整備が確実となったため、既に宅地化された区域と合わせたA=0.5haを市街化区域に編入するものである。

3. 変更の内容

(1) 人口

(単位: 千人)

前回計画 (第6回見直し)				今回計画 (保留解除)			
	行政区域	都市計画区域	市街化区域		行政区域	都市計画区域	市街化区域
平成17年	529.5	526.4	485.6	平成17年	529.5	526.4	485.6
平成27年	521.9	518.9	(4.1) 480.3	平成27年	521.9	518.9	(4.1) 480.3

(注1) 市街化区域の平成27年人口には保留人口を含む。

(注2) () 数字は保留された人口

(2) 面積及び人口密度

行政区域	都市計画区域	変更前市街化区域	今回変更面積			変更后市街化区域	保留された区域	可住地人口密度
			追加	除外	増減			
(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(人/ha)	
50,171	24,987	9,980	1	0	1	9,981	51 69	

(注) 可住地人口密度は保留された区域を含まない。

4. 箇所別調書

(1) 市街化区域編入予定箇所

市町名	地区名	面積 (ha)	土地利用	編入理由
金沢市	南新保地区	0.5	住居系	開発行為・民間

(2) 市街化調整区域編入予定箇所

該当なし

(3) 市街化区域編入が保留される箇所

市町名	地区名	面積 (ha)	土地利用	編入理由
金沢市	南新保地区	33.2	住居系	土地区画整理 事業・組合
金沢市	藤江地区	5.0	住居系	開発行為・民間
金沢市	上辰巳地区	2.7	住居系	土地区画整理 事業・組合
金沢市	二ツ寺地区	10.2	工業系	土地区画整理 事業・組合